

第4章 滋賀県の商業

1. 概要

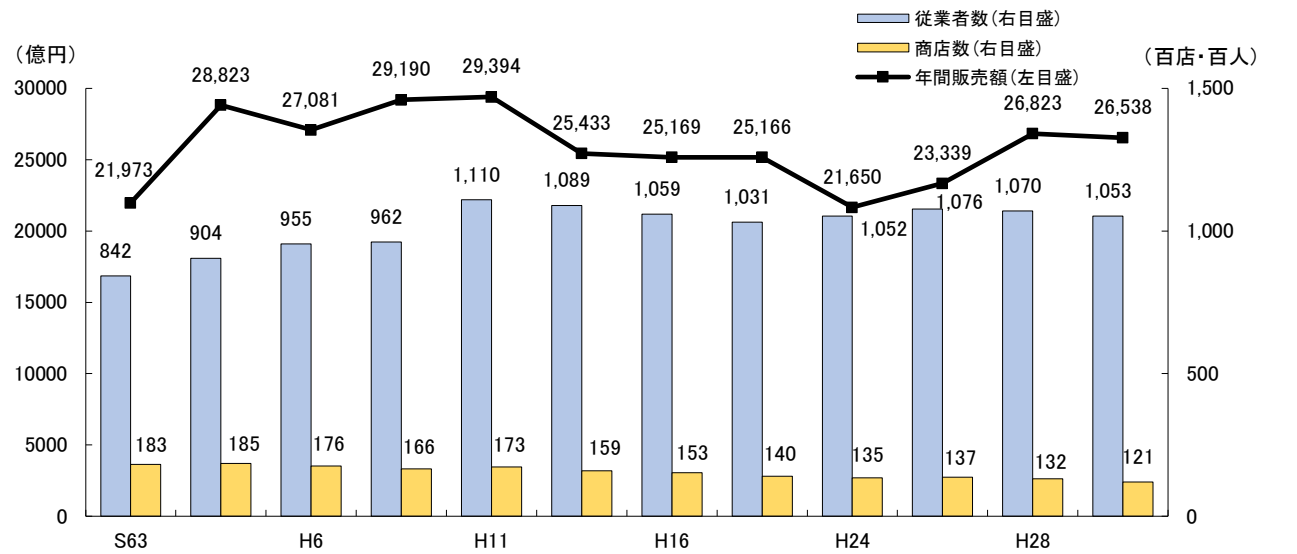
令和3年6月1日現在で実施された「経済センサスー活動調査」の結果から本県の商業の概要をみると以下のようになる。

(1) 商店数・従業者数・年間販売額の推移

項目	規模	前回比
商店数	12,061店	8.5%減少
従業者数	105,272人	1.6%減少
年間販売額	2兆6,538億円	1.1%減少

本県の商店数は、平成11年から減少傾向であり、令和3年調査においても8.5%減少した。
従業者数は、商店数の減少にも関わらず増加傾向であったが、平成14年以降は減少傾向であり、令和3年調査においても1.6%の減少となった。
年間販売額は、平成14年以降減少傾向であり、平成26年と平成28年に増加したものの、令和3年調査においては再び1.1%の減少となった。
なお、平成19年までは「商業統計調査」の数値であり、平成24年以降の調査とは一部調査手法が異なるため、単純に増減の比較はできない(図4-1-1)。

◆滋賀県商業の推移(飲食店を除く)(図4-1-1)



注 図4-1-2および(4)の数値は、集計に含まれない事業所があるため、図4-1-1の数値とは合致しない。 資料：総務省「令和3年経済センサスー活動調査」

(2) 本県産業に占める割合

商業が本県産業に占める割合は、商店数(事業所数)で29.4%、従業者数で22.2%となっている。
卸売業と小売業の業種別でみると、商店数および従業者数で、小売業の割合が高いが、年間販売額では卸売業の割合が小売業を上回っている(P.5 図1-2-5およびP.6 図1-2-8を参照)。

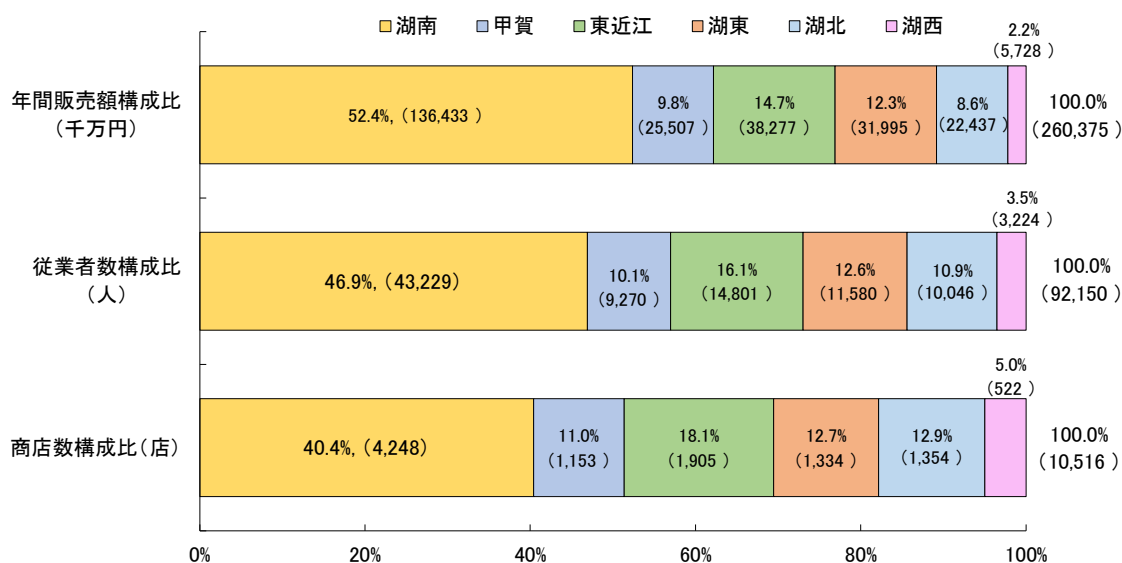
(3) 地域別動向

商店数、従業者数、年間販売額の地域別構成比をみると、湖南地域（大津市を含む）に全商店の40.4%、従業者の46.9%、年間販売額の52.4%が集中している。

湖南地域では、平成28年の調査と比べて、商店数の構成比、年間販売額の構成比がそれぞれ0.7%増加し、従業者数の構成比が0.8%増加した。

1商店当たりの販売額では、湖南地域とその他の地域との間には依然として相当の格差がみられる（図4-1-2）。

◆地域別商店数・従業者数、年間販売額（平成28年）（図4-1-2）



資料：総務省「令和3年経済センサス活動調査」

(4) 規模別動向

規模別にみると、令和3年調査では、本県の卸売・小売業（飲食業を除く）を営む中小企業（ここでは卸売業については従業者数99人以下、小売業については同49人以下のもの）は商店数11,722店で卸売業・小売業全体の中で97.2%を占めている。また、経営組織別では、個人商店が3,946店で全体の32.7%、法人商店が8,102店で、67.2%となり、法人商店が過半数を占めている。平成19年調査までは、個人商店が過半数を占めていたが、平成24年調査で、初めて、法人商店数が個人商店数を超えた。

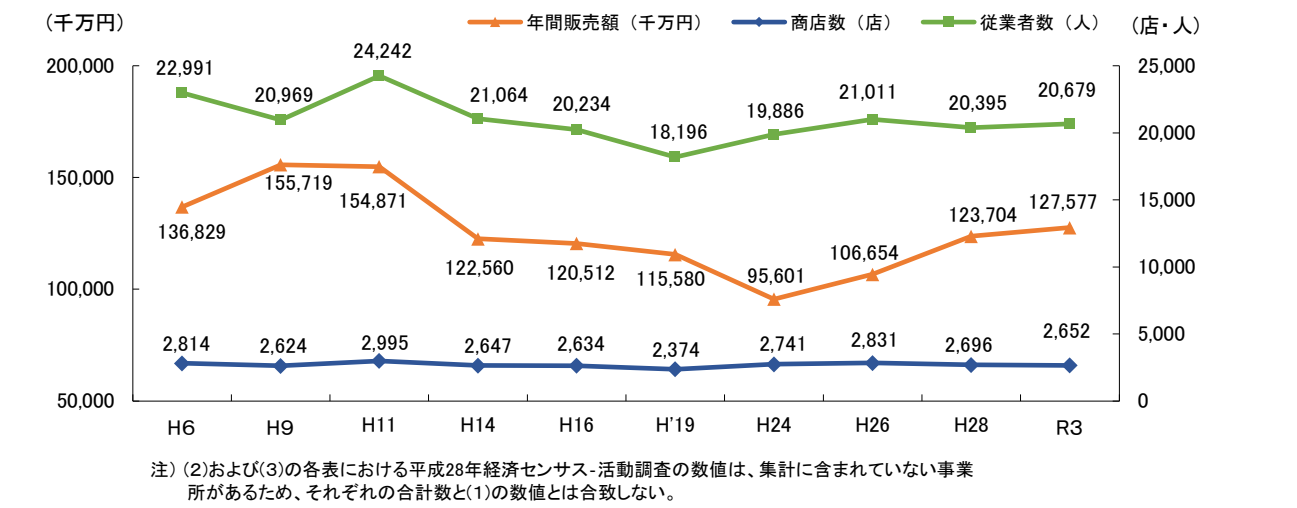
2. 卸売業

(1) 商店数・従業者数・年間販売額の推移

令和3年経済センサス活動調査によれば、前回調査に比べて、商店数は減少しているが、従業者数、年間販売額は増加している。商店数は前回調査と比較すると44店(1.6%)減少し、2,652店となった。従業者数は前回調査と比較すると284人(1.4%)増加し、20,679人となった。年間販売額は前回調査と比較すると3,873億円(3.1%)増加し、1兆2758億円となっている。

なお、令和3年経済センサス活動調査の過年度の数値の中には、商業統計調査の数値を採用している場合もあり、単純な増減の比較はできない(図4-2-1)。

◆卸売業の商店数・従業者数・年間販売額の推移(図4-2-1)



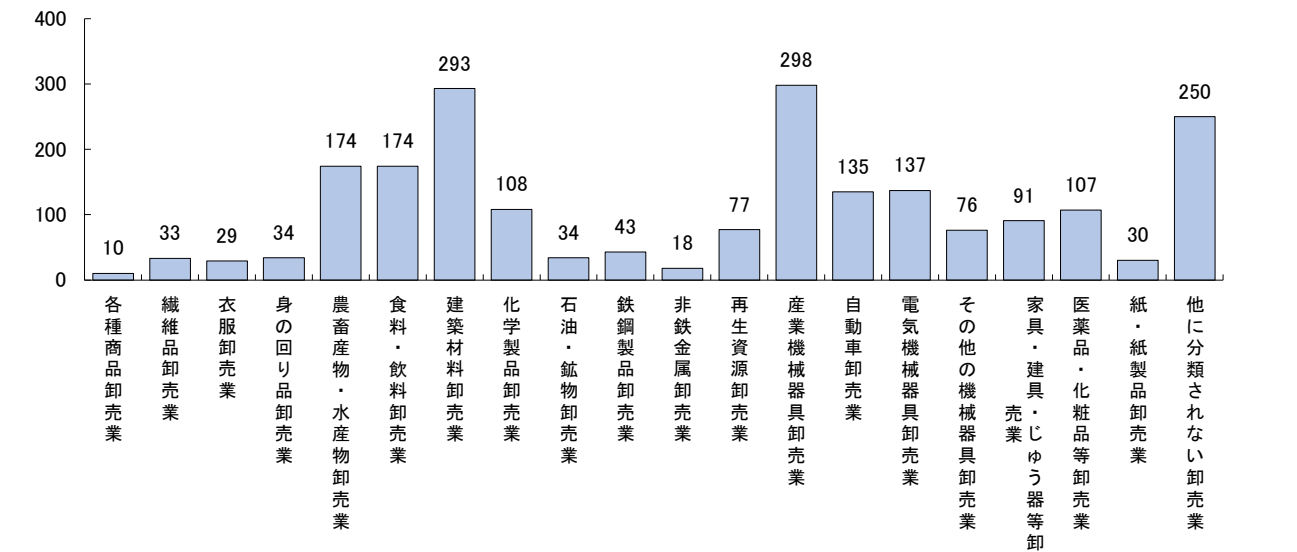
資料: 総務省「令和3年経済センサス活動調査」

(2) 産業分類別割合

①商店数

商店数を産業小分類別にみると、産業機械器具卸売業が298店で全体の13.9%を占め最も多い。次いで、建築材料卸売業293店(構成比13.6%)、他に分類されない卸売業250店(同11.6%)、農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業が同数174店(同8.1%)となっている(図4-2-2)。

◆卸売業の産業分類別商店数(図4-2-2)

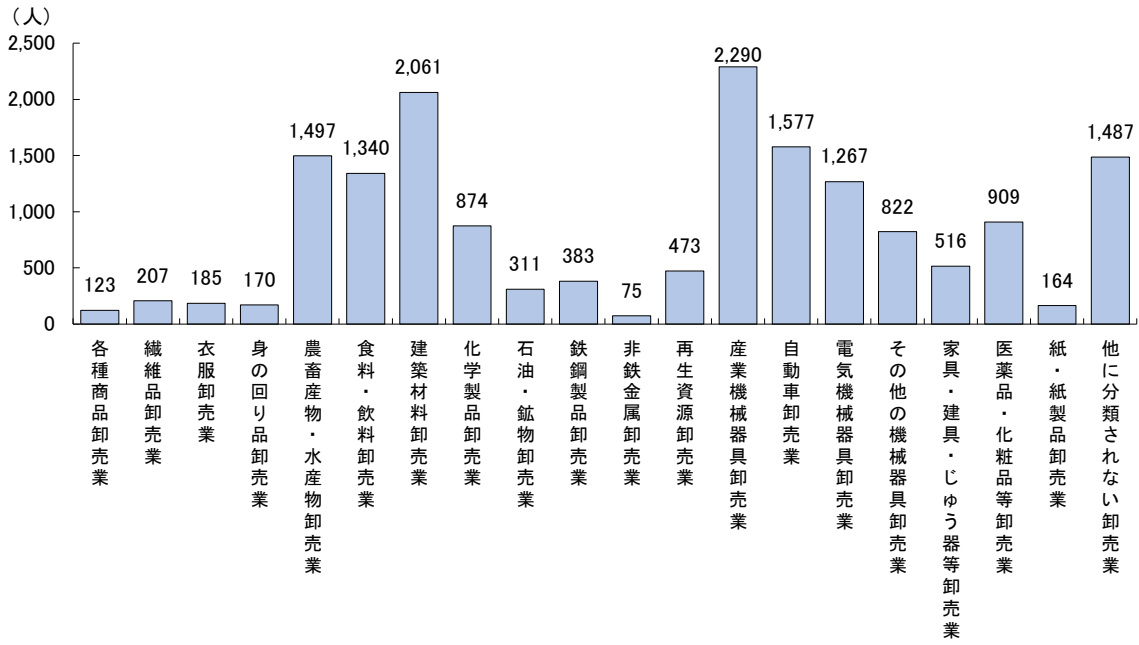


資料: 総務省「令和3年経済センサス活動調査」

②従業者数

従業者数を産業小分類別にみると、産業機械器具卸売業が2,290人で全体の13.7%で最も多い。次いで、建設材料卸売業2,061人(同12.3%)、自動車卸売業1,577人(同9.4%)、農畜産物・水産物卸売業1,497人(同8.9%)となっている(図4-2-3)。

◆卸売業の産業分類別従業者数(図4-2-3)

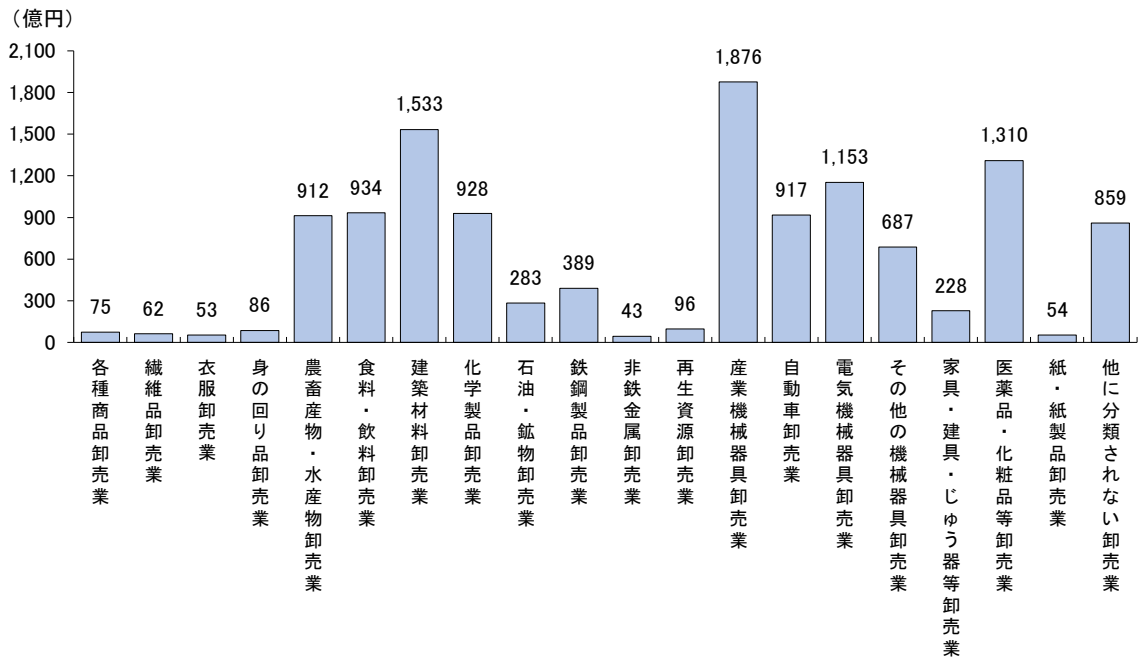


資料: 総務省「令和3年経済センサス活動調査」

③年間販売額

年間販売額を産業小分類別にみると、産業機械器具卸売業が1,876億円(構成比15.0%)で最も多い。次いで、建築材料卸売業が1,533億円(同12.3%)、医薬品・化粧品等卸売業が1,310億円(同10.5%)となっている(図4-2-4)。

◆卸売業の産業分類別年間販売額(図4-2-4)

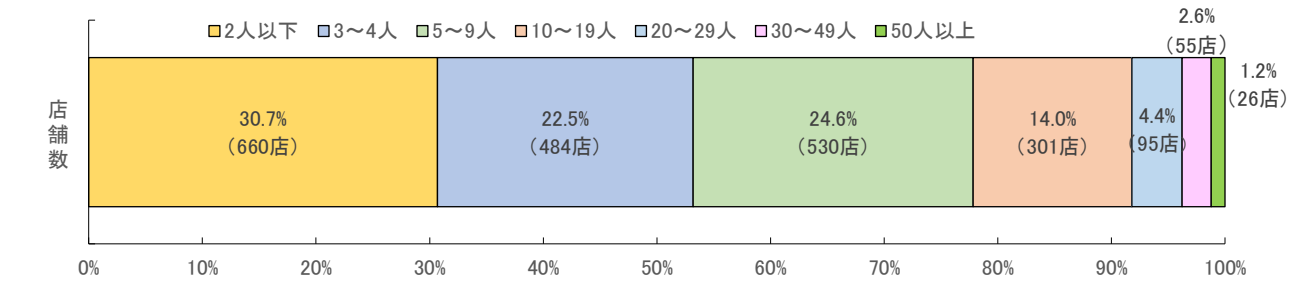


資料: 総務省「令和3年経済センサス活動調査」

(3) 規模別商店数

従業者規模別商店数をみると、従業者2人以下の事業所が、30.7%(660店)と最も多く、全体的にみると9人以下の商店が、全体の77.8%(1,674店)を占める(図4-2-5)。

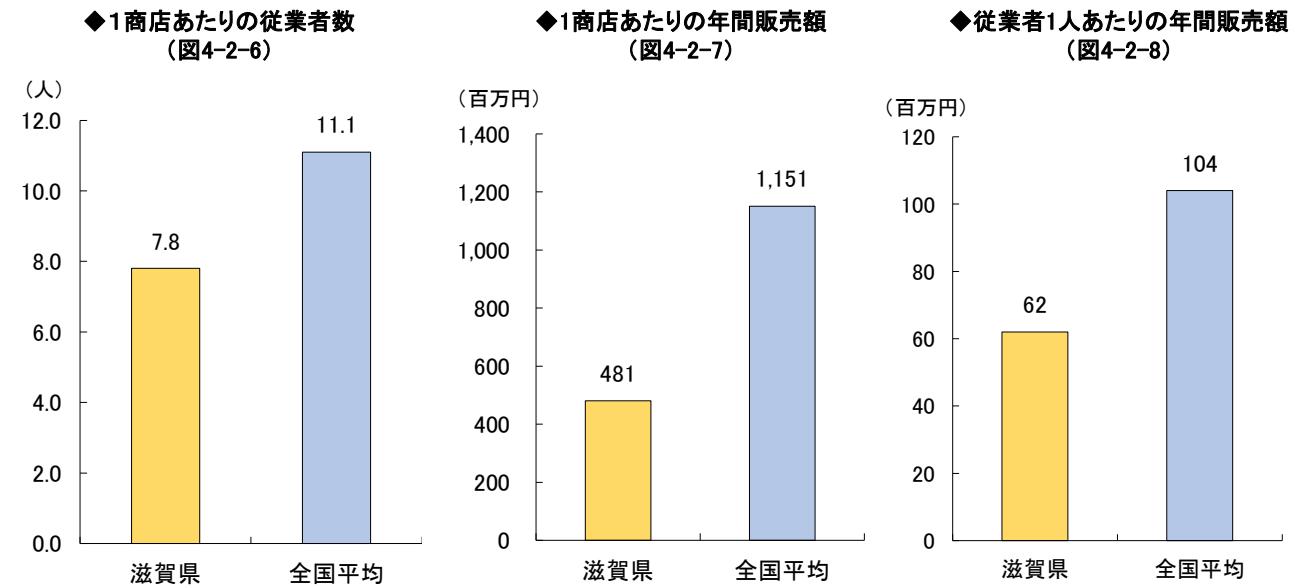
◆従業者規模別商店数(図4-2-5)



資料: 総務省「令和3年経済センサス活動調査」

(4) 販売効率

本県の卸売業の販売効率を全国平均と比較すると、1商店あたりの従業者数は7.8人(全国平均は11.1人)で全国平均を下回っており、1商店あたりの年間販売額481百万円(全国平均は1,151百万円)、従業者1人あたりの年間販売額62百万円(全国平均は104百万円)は全国平均の6割前後の水準となっている(図4-2-6,7,8)。



資料: 総務省「令和3年経済センサス活動調査」

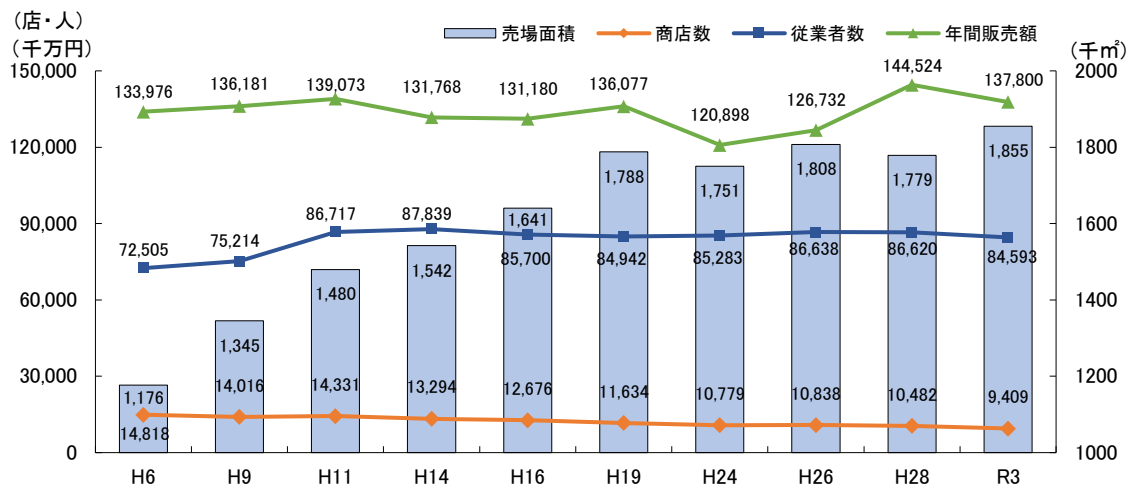
3. 小売業

(1) 商店数・従業者数・年間販売額・売場面積の推移

小売業を令和3年経済センサス-活動調査でみると、商店数、従業者数、年間販売額は減少し、売場面積は増加した。前回調査の平成28年と比較すると、商店数は1,073店(10.2%)減少し、9,409店となった。従業者数は2,027人(2.3%)減少し、84,593人となった。年間販売額は、672億4千万円(4.7%)減少し、1兆3,780億円となっている。また売場面積は、76,027㎡(4.3%)増加し、1,855,037㎡となった。

なお、令和3年経済センサス活動調査の過年度の数値の中には、商業統計調査の数値を採用している場合もあり、単純な増減の比較はできない(図4-3-1)。

◆小売業の商店数・従業者数・年間販売額・売場面積の推移(図4-3-1)



注) (2)から(4)の各表における令和3年経済センサス-活動調査の数値は、集計に含まれない事業所があるため、それぞれの合計数と(1)の数値とは合致しない。

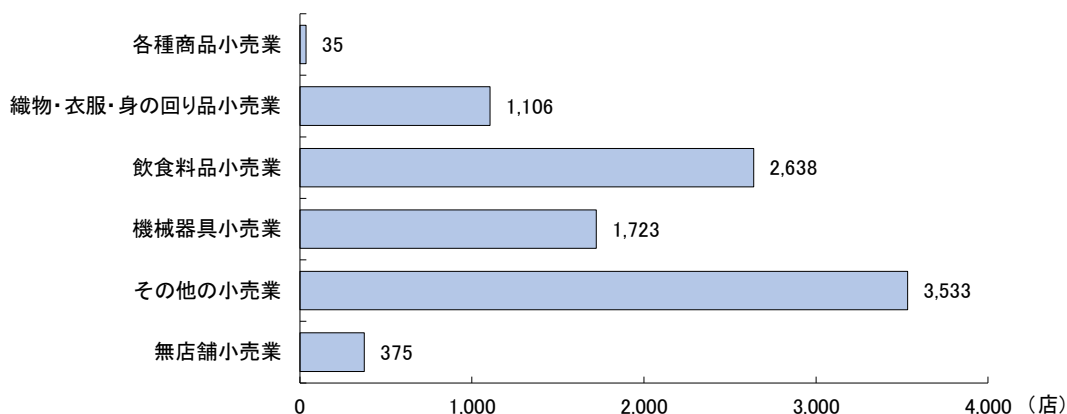
資料：総務省「令和3年経済センサス-活動調査」

(2) 産業分類別割合

① 商店数

商店数を産業中分類別にみると、飲食料品小売業が2,638店(構成比28.0%)で最も多く、次いで機械器具小売業1,723店(同18.3%)、織物・衣服・身の回り品小売業1,106店(同11.8%)、無店舗小売業375店(同4.0%)、各種商品小売業35店(同0.4%)の順となっている(図4-3-2)。

◆小売業の産業分類別商店数(図4-3-2)

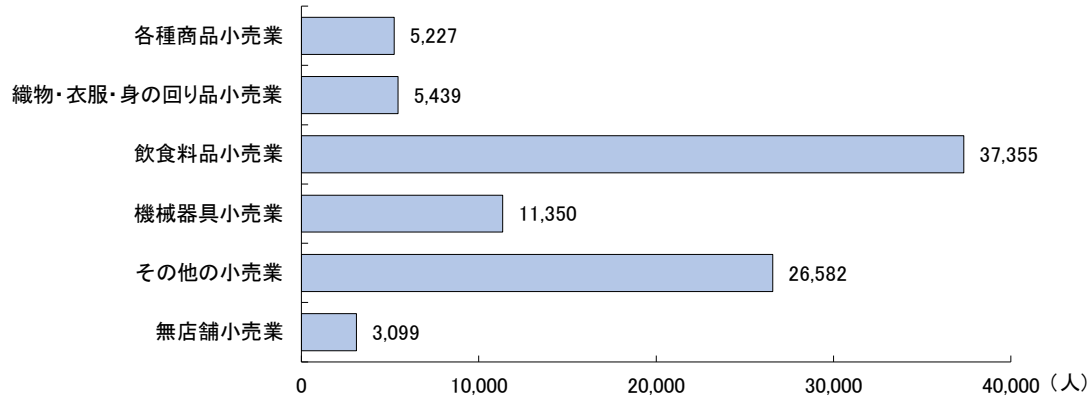


資料：総務省「令和3年経済センサス-活動調査」

②従業者数

従業者数を産業中分類別にみると、飲食料品小売業が37,355人で最も多く(構成比41.9%)、次いで、機械器具小売業11,350人(同12.7%)、織物・衣服・身の回り品小売業5,439人(同6.1%)、各種商品小売業5,227人(同5.9%)、無店舗小売業3,099人(同3.5%)の順となっている(図4-3-3)。

◆小売業の産業分類別従業者数(図4-3-3)

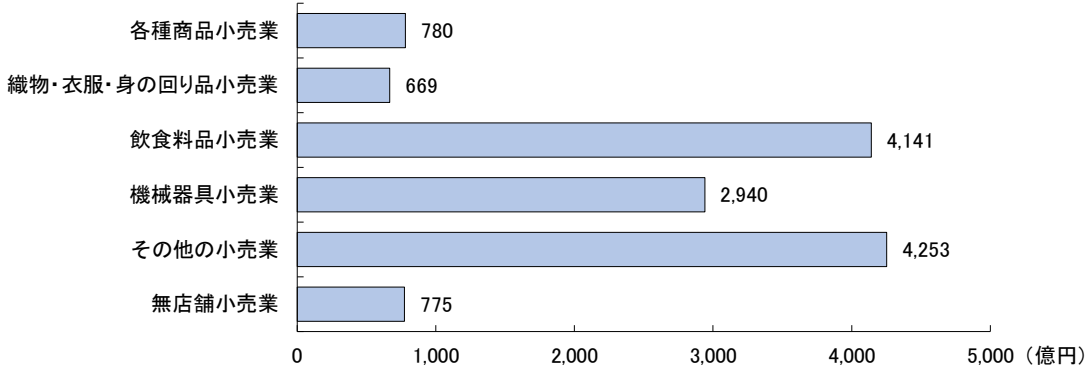


資料: 総務省「令和3年経済センサスー活動調査」

③年間販売額

年間販売額を産業中分類別にみると、飲食料品小売業が4,141億円(構成比30.5%)で最も多く、次いで機械器具小売業2,940億円(同21.7%)、各種商品小売業780億円(同5.8%)、無店舗小売業775億円(同5.7%)、織物・衣服・身の回り品小売業669億円(同4.9%)となっている(図4-3-4)。

◆小売業の産業分類別年間販売額(図4-3-4)

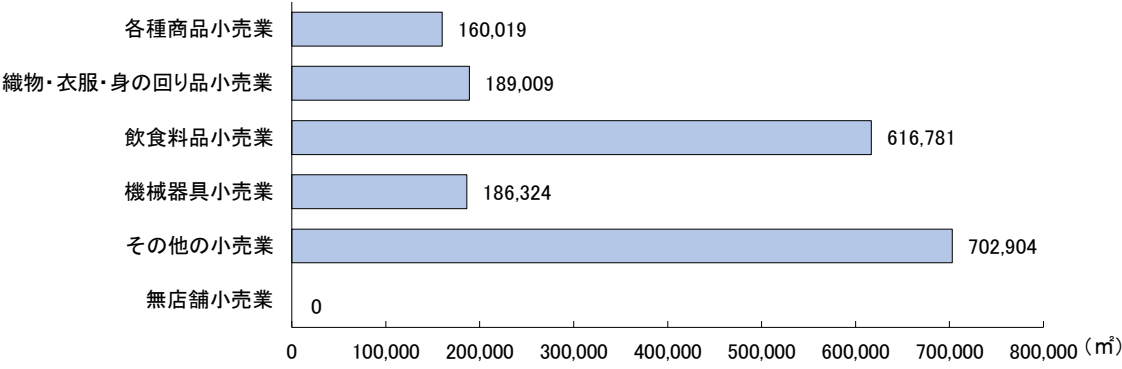


資料: 総務省「令和3年経済センサスー活動調査」

④売場面積

売場面積を産業中分類別にみると、飲食料品小売業が616,781㎡(構成比33.2%)で最も多く、次いで、織物・衣服・身の回り品小売業189,009㎡(同10.2%)、機械器具小売業186,324㎡(同10.0%)、各種商品小売業160,019㎡(同8.6%)となっている(図4-3-5)。

◆小売業の産業分類別売場面積(図4-3-5)

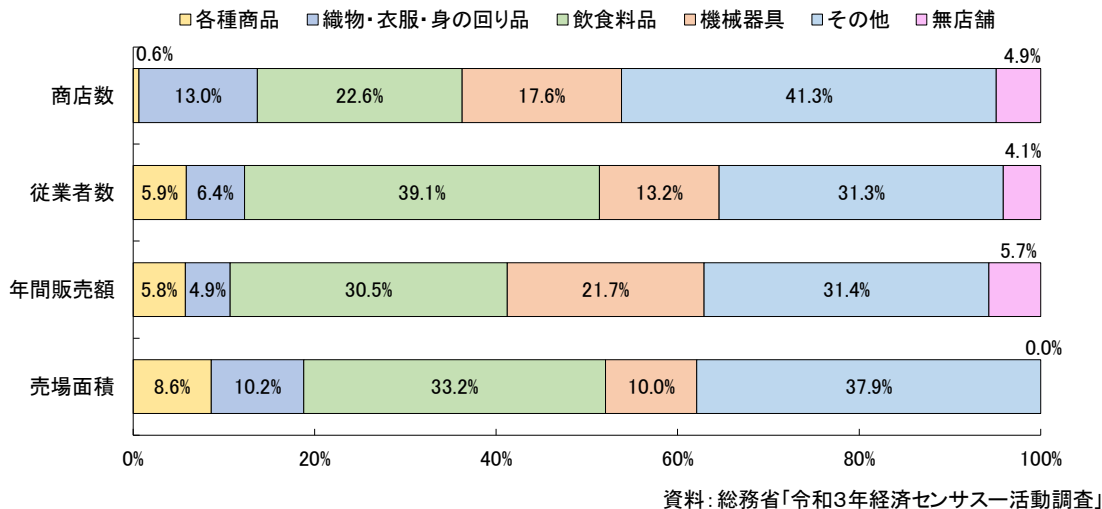


資料: 総務省「令和3年経済センサスー活動調査」

(3) 小売業の産業分類別構成比

産業中分類別の構成比をみると、商店数、従業者数、年間販売額および売場面積すべてで、飲食料品小売業が最も多い(図4-3-6)。

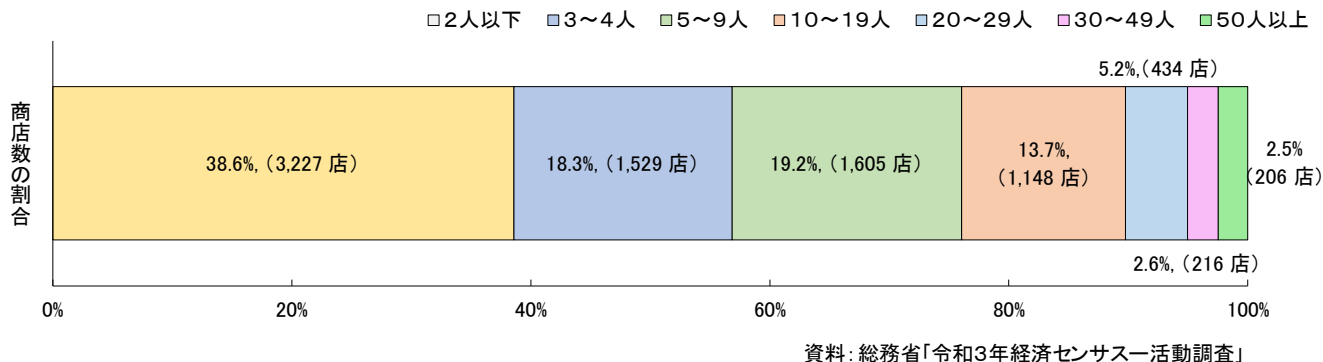
◆小売業の産業分類別構成比(令和3年)(図4-3-6)



(4) 規模別商店数

従業者規模別商店数をみると、従業者2人以下の事業所が、38.6%(3,227店)と最も多く、全体的にみると9人以下の商店が、全体の76.1%(6,361店)を占める(図4-3-7)。

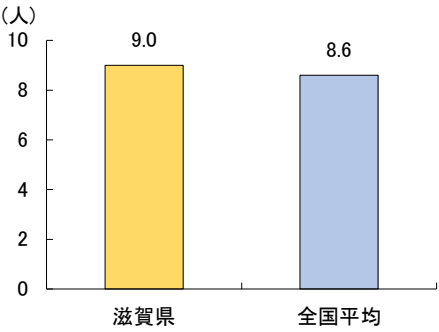
◆従業者規模別商店数(図4-3-7)



(5) 販売効率

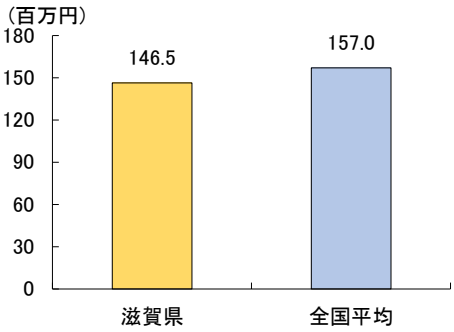
本県の小売業の販売効率を全国平均と比較すると、1商店あたりの従業者数は、9.0人(全国平均は8.6人)で全国平均をやや上回っているが、1商店あたりの年間販売額は146百万円(全国平均は157百万円)、従業者1人あたりの年間販売額は16百万円(全国平均は18百万円)、1㎡あたりの年間販売額は74万円(全国平均は100万円)で、いずれも全国平均を下回っている(図4-3-8,9,10,11)。

◆1商店あたりの従業者数(図4-3-8)



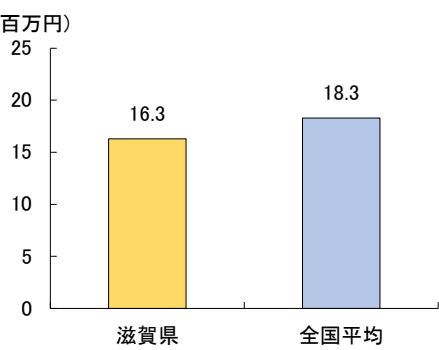
資料: 総務省「令和3年経済センサス活動調査」

◆1商店あたりの年間販売額(図4-3-9)



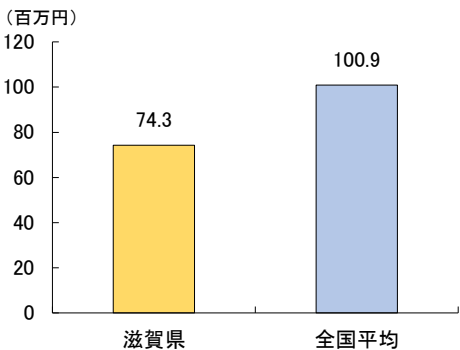
資料: 総務省「令和3年経済センサス活動調査」

◆従業者1人あたりの年間販売額(図4-3-10)



資料: 総務省「令和3年経済センサス活動調査」

◆1㎡あたりの年間販売額(図4-3-11)



資料: 総務省「令和3年経済センサス活動調査」

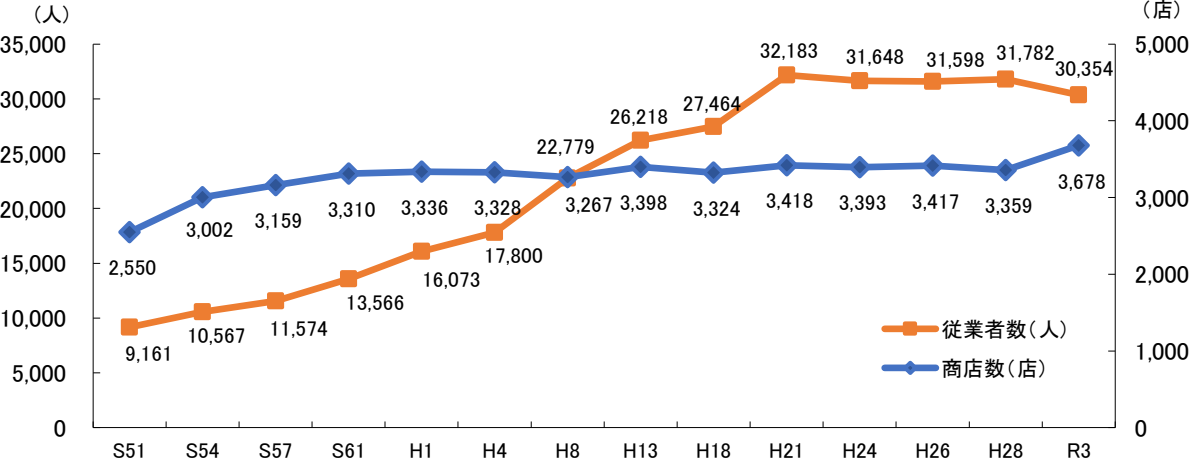
4. 飲食業

(1) 商店数・従業者数の推移

令和3年経済センサス活動調査では、飲食店の商店数は全体で3,678店となっており、そのうちバー、酒場等を除いた商店数(料亭を含む)は2,705店である。従業者数は全体では30,354人で、バー、酒場等を除いた従業者数(料亭を含む)は26,003人となる。従業者数は昭和51年から平成21年まで一貫して増加していたが、平成24年調査から減少し、28年には再び増加したが、令和3年調査にて減少となっている。

なお、平成18年までの事業所・企業所統計調査は、バーや酒場、料亭等を除いたいわゆる一般飲食店の数となっており、平成21年以降のそれぞれのセンサス調査とは一部調査手法が異なるため、単純に増減の比較はできない(図4-4-1,2,3)。

◆一般飲食店の商店数・従業者数の推移(図4-4-1)



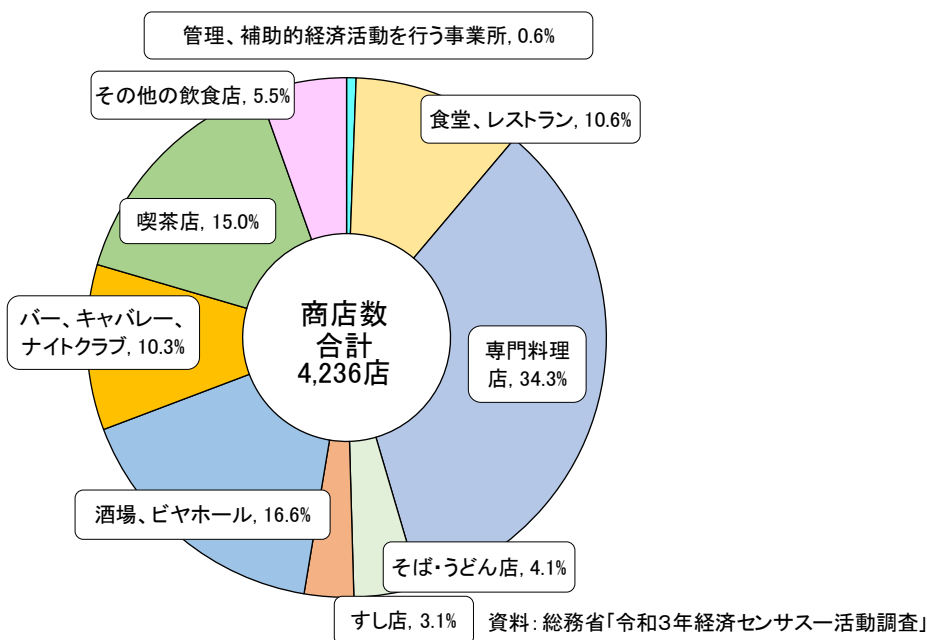
資料: 滋賀県統計課「商業統計調査」、総務省「事業所・企業統計調査報告」
総務省「令和元年経済センサス基礎調査」、総務省「令和3年経済センサス活動調査」

(2) 業種別動向

① 商店数

産業小分類別にみると、商店数は、専門料理店が1,452店（構成比34.3%）と最も多く、次いで酒場、ビヤホール704店（同16.6%）、喫茶店636店（同15.0%）、食堂、レストラン448店（同10.6%）の順となっている。前回調査と比較すると、バー、キャバレー、ナイトクラブで30.7%減、寿司店で19.3%減となり、商店数全体としては11.5%減少した（図4-4-2）。

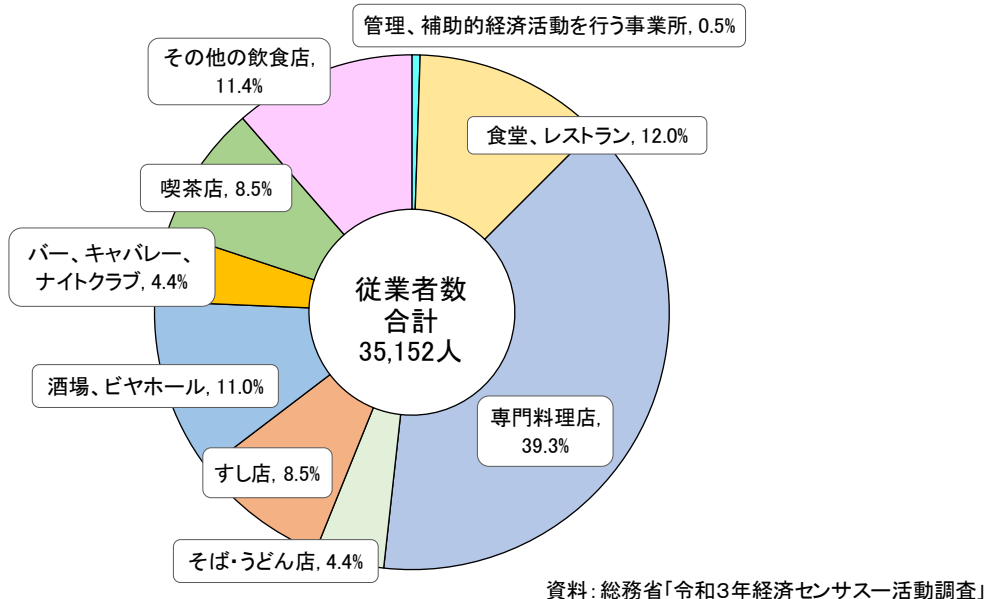
◆飲食店の業種別商店数の割合（図4-4-2）



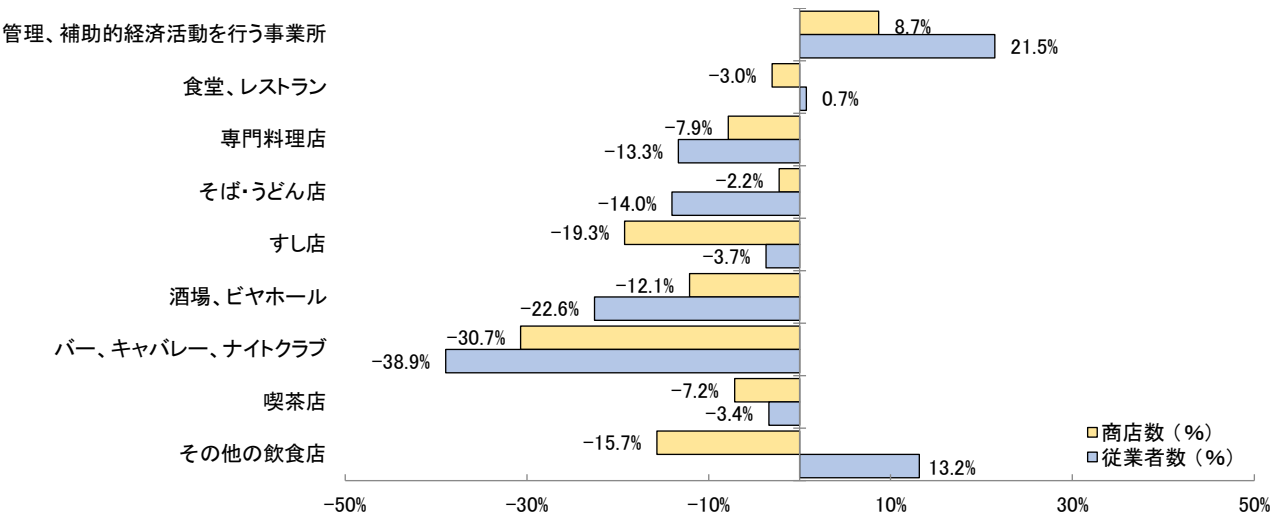
② 従業者数

従業者数では、専門料理店の従業者数が13,798人（構成比39.3%）で最も多く、次いで食堂、レストランの4,212人（同12.0%）の順となり、この2つで全体の約半数を占めている。前回調査と比較すると、食堂、レストランで0.7%増となったのに対し、バー、キャバレー、ナイトクラブで38.9%減、酒場、ビヤホールで22.6%減となり、従業者数全体としては10.6%減少した（図4-4-3,4）。

◆飲食店の業種別従業者の割合（図4-4-3）



◆飲食店の業種別増減率(H28～R3)(図4-4-4)



資料：総務省「平成28年経済センサスー活動調査」
総務省「令和3年経済センサスー活動調査」

5. 大規模小売店舗の動向

(1) 大規模小売店舗立地法成立までの流れ

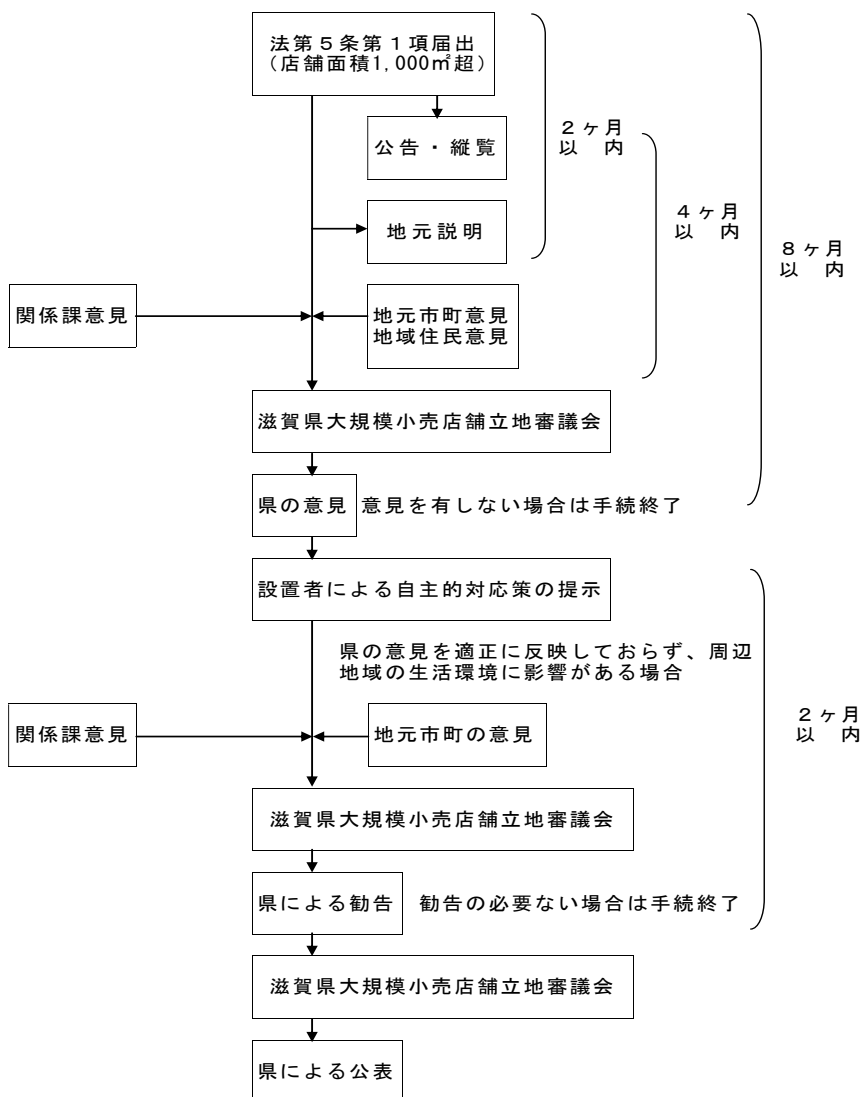
昭和48年に「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号、以下『大店法』という。）」が制定されるまでは、「百貨店法（昭和31年法律第116号）」により百貨店の営業、店舗の増設等が許可制になっていた。百貨店法に代わって制定された大店法は、大型スーパーなど店舗面積が1,500㎡以上の小売店を大型店と定義して、その新增設を通産大臣への届出制とした。

昭和53年には、店舗面積500㎡以上の店舗も法の対象となり、昭和57年には、さらに出店を抑制する措置が加えられた。

しかし、日米構造問題協議等を通じて大店法の規制緩和が取り上げられ、我が国の流通産業を取り巻く環境変化に対応するため規制緩和が実施されることとなり、平成2年5月、平成4年1月、平成6年5月に改正大店法が施行され、また、平成9年3月の改正では提出書類の簡素化が図られた。

さらに、小売業を巡る経済的・社会的環境変化を踏まえ、従来の商業調整から、周辺生活環境への影響緩和を通じた地域社会との融和を促進することを目的とした大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号、以下『大店立地法』という。）が平成10年6月に成立、平成12年6月1日から施行され、店舗面積1,000㎡を超える店舗が知事への届出の対象となった。

大規模小売店舗立地法の基本的な手続きの流れ（新設の場合）



(2)「大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン」の制定

①ガイドライン制定の趣旨

大型店の郊外出店に関しては、「まちづくり三法」の見直しにより、一定の規制がかかってきたものの、基本的には、市町のまちづくりの考え方、具体的には都市計画に基づく土地利用計画に委ねられることから、10,000㎡を超える大型店の出店も可能となっている。

平成19年度に設置した「滋賀県中心市街地活性化懇話会」から出された提言の中で、滋賀県がめざすべき中心市街地活性化の実現のための具体的な5つの取組方向の一つとして、「大型店の適正立地と地域貢献」が掲げられており、「大型店の進出は、自由競争の原理から経済活動を規制することはできないものの、地域社会との共存のための一定の秩序が必要」とされた。

このため、県では平成20年度に「滋賀県地域商業検討会」を設置し、大型店出店による生活環境への影響を最小限に抑えるための「事前協議」と、地域社会との共存のための「地域貢献」について議論を重ね、これをガイドラインという形で示した。

このガイドラインは、「大規模小売店舗の立地に関する事前協議の方針」と「大規模小売店舗による地域貢献の方針」の2つの方針により構成しており、平成21年4月1日から施行している。

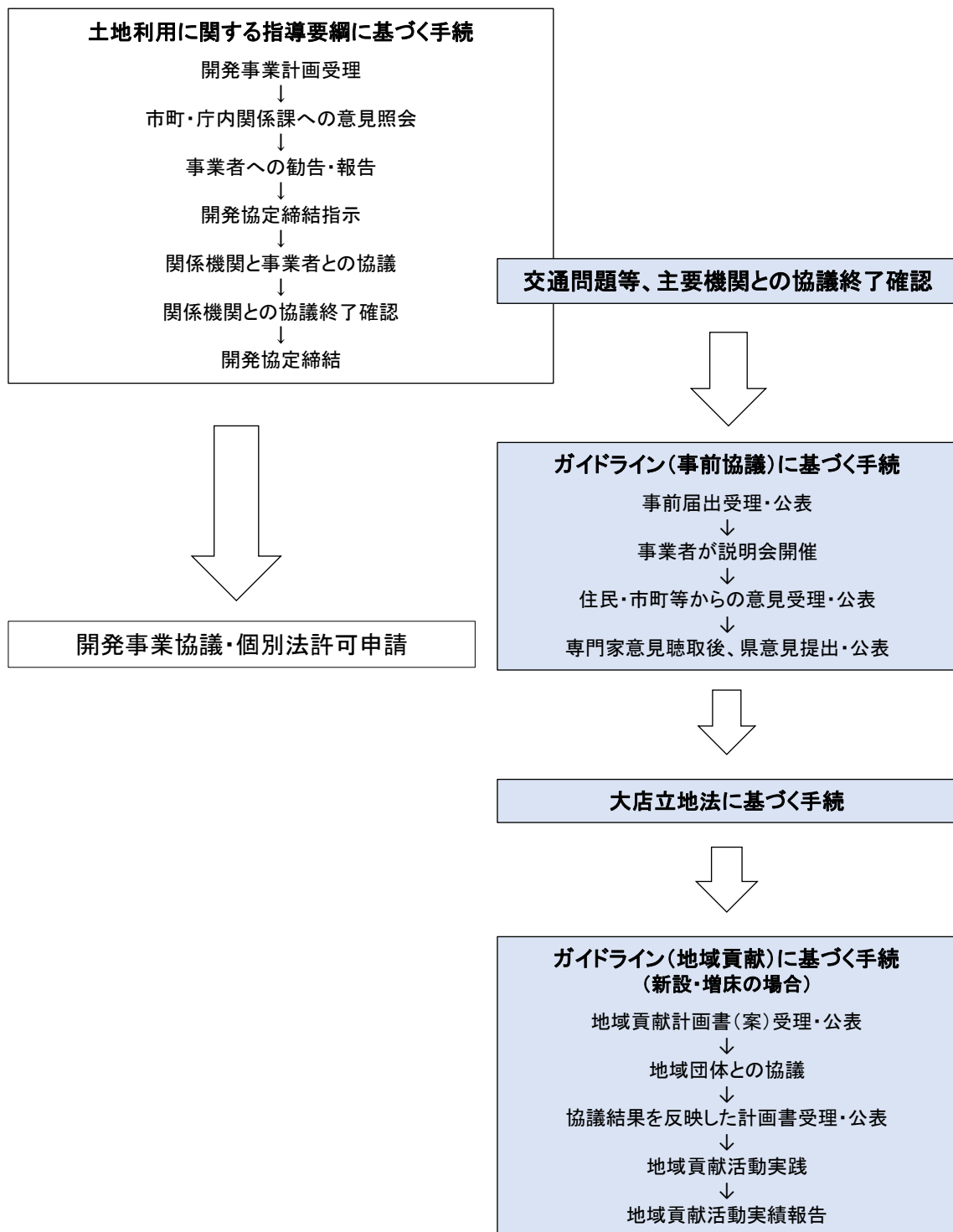
②「大規模小売店舗の立地に関する事前協議の方針」の概要

大型店の立地について、大規模小売店舗立地法に基づく届出よりも早い段階で立地に関する情報を開示し、地域住民等からの意見を踏まえた事前に協議する仕組みであり、10,000㎡以上の店舗を新設するか、既存店舗を10,000㎡以上増床する小売店舗の設置者が別紙(手続の流れ)により届出等を行う制度としている。

③「大規模小売店舗による地域貢献の方針」の概要

地域住民の日常生活と密接に関わる事業活動を営む地域密着型産業である大型店が、積極的な地域貢献をしやすい仕組みをつくるものであり、10,000㎡以上の店舗を新設するか、増床等により10,000㎡以上となる既存の小売店舗の設置者が別紙(手続の流れ)により届出等を行う制度としている。

「大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン」による手続の流れ



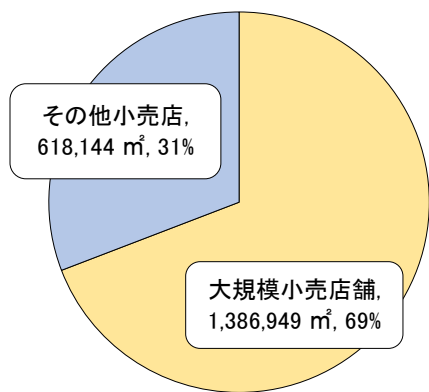
(3) 出店状況

令和6年3月末現在、店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗数（平成26年商業統計調査＋平成26年7月～令和6年3月末の新店立地法届出に基づく差分）は301店舗である。

また、売場面積における大規模小売店舗の小売業全体に占める割合は69.0%（推計値）となっている（図4-5-1,2）。

第1部

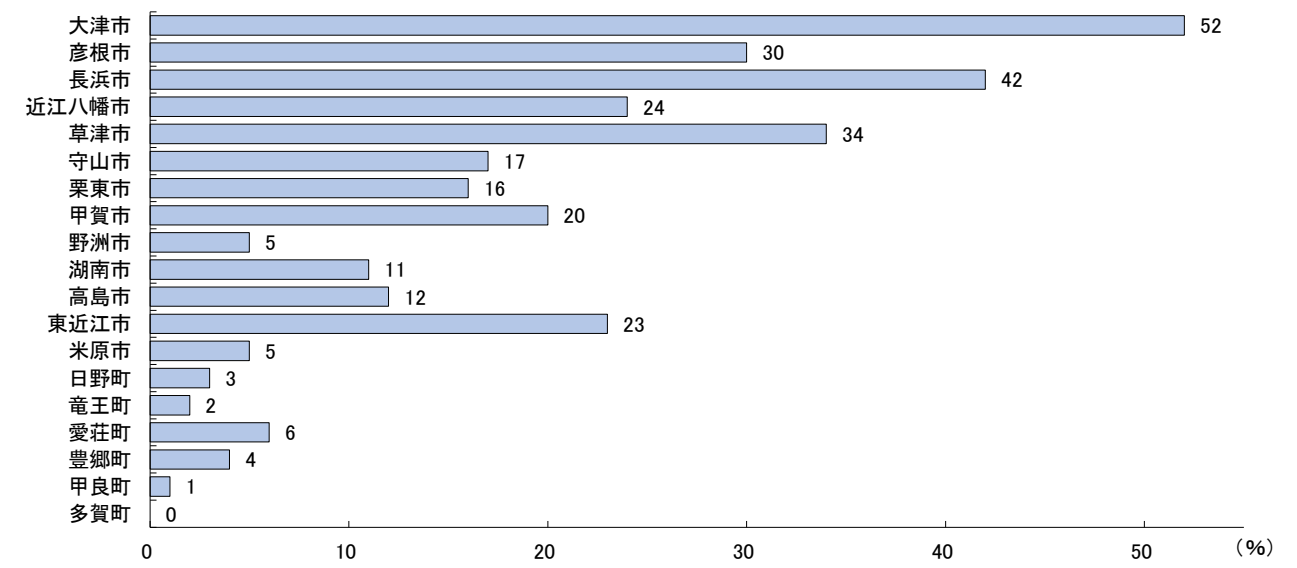
◆売場面積における大規模小売店舗の小売業全体に占める割合（平成26年商業統計調査＋新店立地法届出）（図4-5-1）



注1) 県統計課「平成26年商業統計調査結果 第21表 地域別・市町別統計表」に、新店立地法届出のうち、平成26年7月から令和5年3月末までの間で開業、廃業および増減床した案件を加味して推計している。
注2) 厳密には、「売場面積」と大規模小売店舗立地法による「店舗面積」は異なる。

資料：滋賀県中小企業支援課

◆市郡別大規模小売店舗立地状況（商業統計＋新店立地法届出）（図4-5-2）



注1) 集計方法は上記図4-5-1に準じている。
注2) 市郡別の整理は平成26年商業統計調査によっている。

資料：滋賀県中小企業支援課

(4) 届出の状況

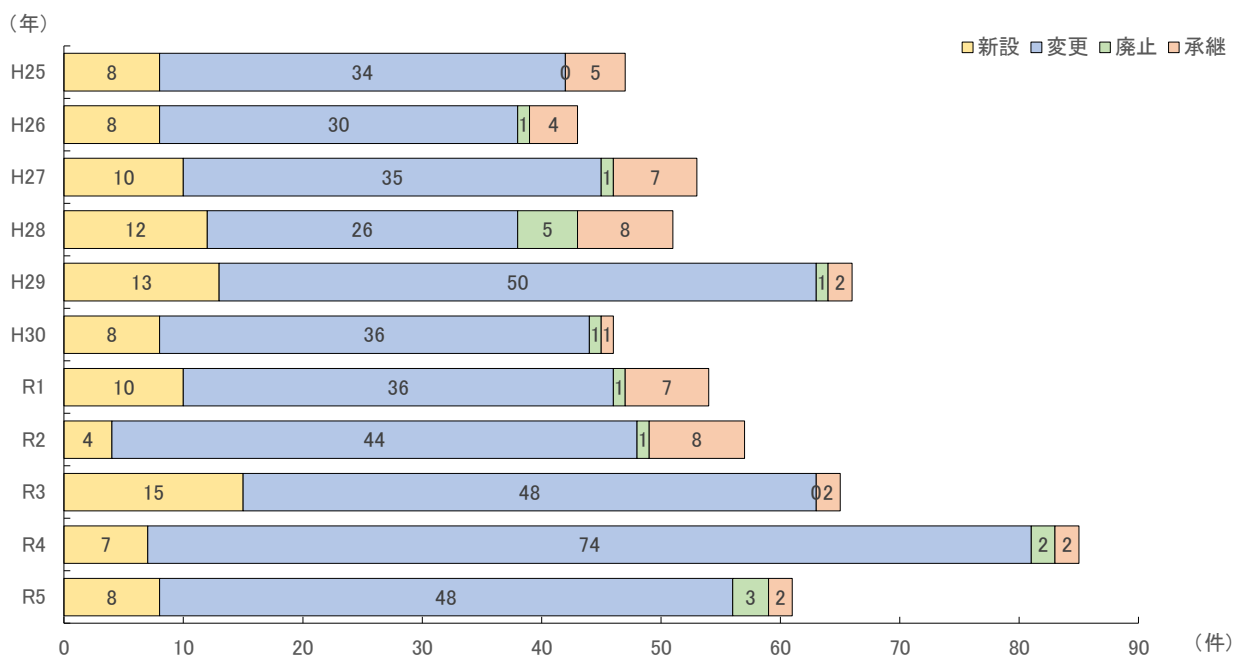
①新設届出

令和5年度における大店立地法に基づく新設届出は8件であり、令和4年度と比較すると1件増加している(図4-5-3)。全国においては、令和5年度は599件であり、令和4年度の613件から14件の減少となった。

②変更届出

令和5年度の大店立地法に基づく変更届出は48件であり、令和4年度の74件から26件の減少となった(図4-5-3)。内容については、駐車場の収容台数や営業時間、出入口に関する変更となっている。

◆大店立地法届出状況(図4-5-3)



注) 大店立地法の届出日によって集計している。

資料: 滋賀県中小企業支援課